

中野区特別区税課税業務専門員 (会計年度任用職員) 募集案内

2025年12月15日
中野区区民部税務課

1. 採用職種及び応募資格等

(1) 採用職種・勤務態様及び勤務条件・採用数・勤務場所

採用職種	採用数	勤務場所
事務	3名	中野区役所本庁舎等 中野区中野4丁目11番19号
勤務態様・勤務条件		
1週あたり4日勤務 (原則勤務曜日は固定) ・平日、1日7時間45分(午前8時30分から午後5時15分まで) ・土曜日、日曜日に勤務してもらう場合があります。 ・勤務時間外に超過勤務してもらう場合があります。		

(2) 仕事内容

- 課税に係る調査、資料のデータの入力その他の課税に係る業務に関すること。
- 課税に係る区民等からの相談等に応対すること。
- 特別区税に係る申告、申請、請求その他の書類の提出を受けること。
- 税務課長が定める事項

(3) 任用期間

2026年4月1日から2027年3月31日までの1年間

(4) 応募資格

①次のうちのいずれかに該当する者

- ア 国又は地方公共団体の税務行政において常勤の職員として5年以上勤務した経験を有する者。
- イ 職務を遂行するために必要な国又は地方公共団体における税に関する事務の実務経験を有する者。

②欠格条項※（最終頁に掲載）に該当しないこと。

2. 選考

(1) 第1次選考

書類審査	<ul style="list-style-type: none">下記3に掲げる応募書類により書類審査を行います。応募書類は返却しません。また、応募書類は今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用しません。
書類審査後、2026年1月中旬頃に第1次選考の合否及び第2次選考の案内を通知します。	

(2) 第2次選考

日時・場所※	<ul style="list-style-type: none">2026年1月20日(火)中野区役所本庁舎
面接	職務遂行能力及び業務に対する適性、並びに徴税吏員として必要な基礎的知識等について個別面接を行います。
選考結果	2026年2月上旬（選考結果の通知については、第2次選考当日に説明します。）

※具体的な日程は、中野区から指定します。

3. 応募書類・応募方法・応募期間

応募書類※	中野区特別区税課税業務専門員（会計年度任用職員）採用選考申込書
応募方法	<ul style="list-style-type: none">郵送の場合は、封筒の表面に「中野区特別区税課税業務専門員採用選考申込書在中」と赤字で明記し、必ず<u>簡易書留</u>により郵送してください。（簡易書留によらないものの事故等は責任を負いません。）持参の場合は、下記の表の受付場所で定められた曜日・時間で受け付けます。
応募期間	2025年12月15日(月)～2025年12月26日(金)着

※応募書類（申込書）は、中野区ホームページからダウンロードできます。

送付先・受付場所	持参受付曜日・時間
〒164-8501 中野区中野4丁目11番19号 中野区 区民部 税務課 課税係（2階11番窓口）	土曜、日曜を除く毎日。午前9時から午後5時まで

4. 報酬等

月額 210,971円（予定） ※超過勤務の場合は別途支給

- 社会保険料、雇用保険料本人負担額および源泉徴収所得税が差し引かれます。
- その他通勤手当（上限額あり）を支給します。
- 基準日（6月1日及び12月1日）に在籍し、かつ、任期が通算6か月以上となる場合は規定の期末手当を支給します。

5. 休暇・福利厚生等

- ・有給休暇

(年次有給休暇（勤務日数に応じて）、夏季休暇（勤務日数に応じて）、慶弔休暇 等)

- ・無給休暇

(病気休暇、育児時間、妊婦通勤時間 等)

- ・社会保険（東京都職員共済組合、厚生年金保険）及び雇用保険に加入します。

6. 問合せ先

中野区 区民部 税務課 課税係（2階11番窓口）

TEL 03-3228-8914 担当：渡邊

※欠格条項（地方公務員法第16条）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者